

白岡市上下水道事業審議会条例の概要

1 制定の理由

水道事業及び下水道事業の効率的な運営を図ることを目的として、白岡市下水道事業審議会及び白岡市水道料金等審議会を廃止し、白岡市上下水道事業審議会を設置するため、本条例を制定するものである。

2 条例の概要

(1) 第1条関係

白岡市上下水道事業審議会の設置について定める。

(2) 第2条関係

審議会の所掌事務について定める。

(3) 第3条及び第4条関係

審議会は、委員10人以内をもって組織し、委員の任期は、2年とする旨を定める。

(4) 第5条及び第6条関係

会長及び副会長並びに会議の運営について定める。

(5) 第7条関係

審議会の庶務は、上下水道部上下水道課において処理する旨を定める。

(6) 第8条関係

この条例に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長が定める旨を規定する。

3 施行期日等

(1) 附則第1項関係

令和6年4月1日から施行する。

(2) 附則第2項及び第3項関係

白岡市下水道事業審議会条例及び白岡市水道料金等審議会条例を廃止する。

(3) 附則第4項関係

白岡市上下水道事業審議会委員の報酬及び費用弁償を白岡市下水道事業審議会及び白岡市水道料金等審議会委員と同額とする。